

# 酒田市総合評価落札方式運用ガイドライン

令和8年4月

酒田市総務部契約検査課

# 目次

1	ガイドラインの位置づけ	1
2	総合評価落札方式の概要	1
2-1	総合評価落札方式の考え方	1
2-2	総合評価落札方式の適用範囲	1
2-3	総合評価における評価方法について	1
3	加算点の算定方法	3
4	評価内容の履行確保とペナルティ	6
5	入札公告時に明示する事項	7
6	技術資料提出に関する留意事項	7
6-1	技術資料の提出	7
6-2	技術資料の評価	7
6-3	技術資料の審査	9
7	総合評価落札方式の手続き	10
8	評価項目に関する運用及び留意事項	12
8-1	企業の能力	12
8-2	技術者の能力等	17
8-3	地域貢献度	26
9	様式	37
9-1	提出様式	37
9-2	様式集	38

## 【改正履歴】

平成27年12月（制定）	令和7年4月（一部改正）
平成29年5月（一部改正）	令和8年4月（一部改正）
平成30年4月（一部改正）	
平成31年4月（一部改正）	
令和2年4月（一部改正）	
令和2年7月（一部改正）	
令和3年7月（一部改正）	
令和4年4月（一部改正）	
令和6年4月（一部改正）	

## 1 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインに記載されている内容と、入札公告に示された内容に差異がある場合には、入札公告が優先されるものとする。

## 2 総合評価落札方式の概要

### 2-1 総合評価落札方式の考え方

総合評価落札方式は、公共工事の総合的な価値を高めることを目指した落札方式で、「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた者を落札者とするものである。

### 2-2 総合評価落札方式の適用範囲

本市の総合評価落札方式は、災害等急を要する工事を除き、土木一式では設計金額2千万円以上、建築一式では設計金額3千万円以上、それ以外の工事では設計金額1千万円以上の工事について実施する。

### 2-3 総合評価における評価方法について

入札参加者から提出された技術資料と入札価格を基に評価値を求める。

評価方法には「除算方式」と「加算方式」があるが、本市では、「除算方式」を採用する。

#### (1) 評価値の計算（除算方式）

除算方式は、価格以外の要素を数値化した「技術点」（標準点＋加算点＋品質等確実点）を入札価格で除して評価値を算出する方法である。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術点}}{\text{価格}} \times 1 \text{ 百万 (円)} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{品質等確実点}}{\text{価格 (円)}} \times 1 \text{ 百万 (円)}$$

標準点：発注者が示した標準仕様を満足する場合に付与する値（100点）

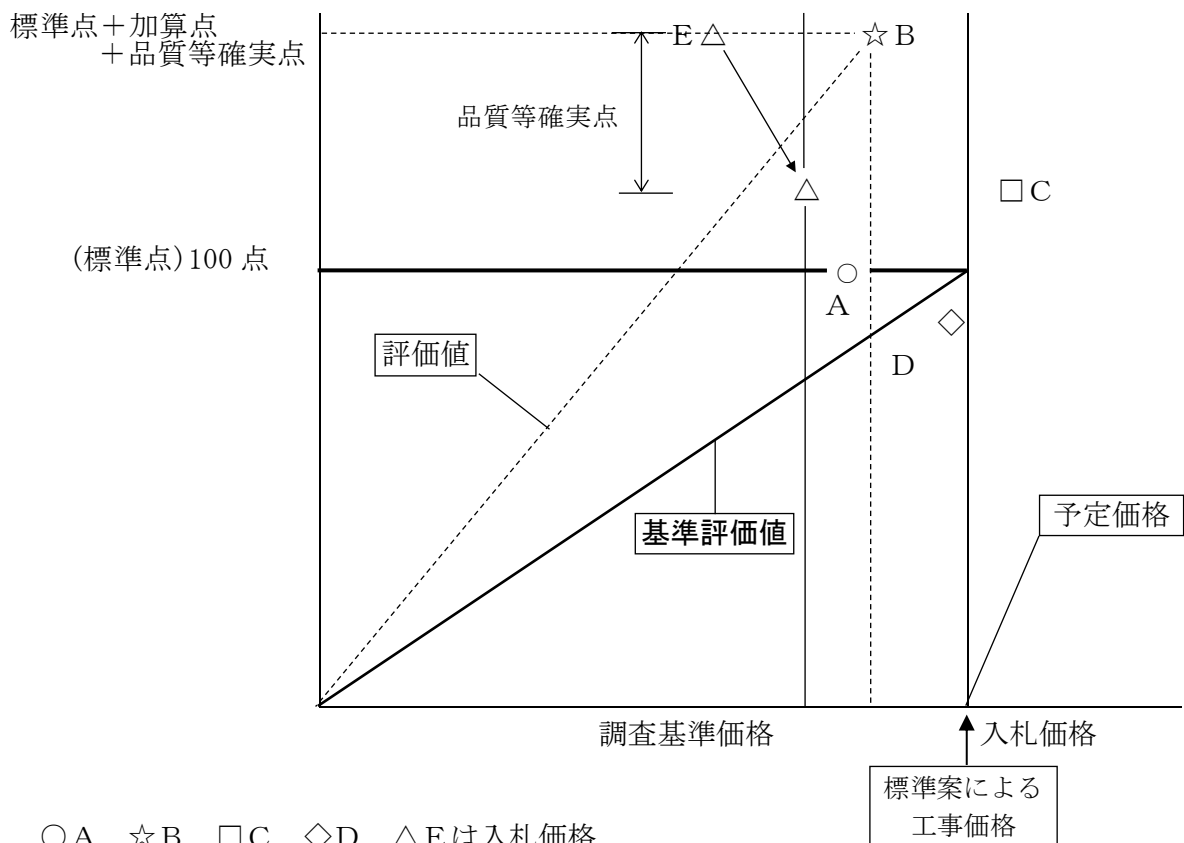
加算点：技術力に応じて評価した値（0～19点）※土木一式のみ（0～20点）

品質等確実点：品質確保の実効性と施工体制確保の確実性を評価した値（8点または0点）

入札価格が、調査基準価格以上の場合は8点、調査基準価格未満の場合は0点とする。

価格：入札価格とするが、調査基準価格未満の場合は調査基準価格とする。

(注) 予定価格よりも入札価格が高い場合又は評価値が基準評価値（標準点／予定価格×1百万（円））に達しない場合は、落札者となれない。



○A、☆B、□C、◇D、△Eは入札価格

□Cは、予定価格を超過したため落札者となれない。

◇Dは、基準評価値を下回るため落札者となれない。

○Aは、基準評価値を上回るが、評価値が☆Bを下回る。

△Eは、調査基準価格未満の場合なので、品質等確実点は加点されず、さらに価格を調査基準価格とするため、評価値が☆Bを下回る。

よって、☆Bが落札者となる。

## (2) 評価値の計算（加算方式）＜参考＞

加算方式は、入札価格より算出した「価格点」に、価格以外の要素を数値化した「技術点」（加算点）を加えて評価値を算出する方法である。

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術点（加算点）}$$

$$\text{価格点} : 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$$\text{加算点} : \text{技術力に応じた評価点数}$$

※なお、評価値の表示は、切り捨てにより小数点以下3桁とするが、同値により落札者が判定できない場合は、判定できる桁まで表示する。

### 3 加算点の算定方法

総合評価における評価項目及び配点を次表に示す。

	評価項目	評価基準	加算点	配点
企業の能力	①過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2	2
		類似工事の実績あり	1	
	②過去 5 年度における工事成績評定の平均点	78 点以上	2	2
		75 点以上、78 点未満	1	
		75 点未満又は評定通知無し	0	
	③過去 2 年度における本市優良企業表彰歴の有無	表彰歴あり	1	1
表彰歴なし		0		
技術者の能力等	④主任（監理）技術者の保有する資格	建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者	2	2
		建設業法第 7 条第 2 号ハに該当する者のうち、上記以外の者	1	
	⑤過去 15 年間の同種・類似工事の施工経験等	同種工事の経験がある場合又は類似工事の経験がある若手若しくは女性技術者を配置する場合	2	2
		類似工事の経験がある場合又は類似工事の経験がないが若手若しくは女性技術者を配置する場合	1	
	⑥過去 2 年度における継続教育（CPD）の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	1	1
		各団体が推奨する単位数に相当する数の 2 分の 1 以上、当該相当する数未満	0.5	
地域貢献度	⑦災害協定等に基づく活動の実績	過去 2 年度における災害協定等に基づく酒田市内での活動の実績あり	1.5	1.5
		・本市との災害協定若しくは酒田市内における県等との災害協定の締結をしている。 ・本市と一般社団法人山形県建築士会酒田支部との災害協定に基づく担当判定士を雇用している。 のいずれかの場合あり	1	
	⑧過去 2 年度における災害復旧工事の受注の実績	災害復旧工事の受注実績が 2 件以上あり、又は最終請負代金額 1 億 5 千万円以上の災害復旧工事の受注実績あり	1.5	1.5
		災害復旧工事の受注実績あり	0.5	
	⑨過去 2 年度における除雪委託事業者の実績	酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績（自社で除雪機械を保有している場合）	1	1
		酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績	0.5	

	酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績 (自社で除雪機械を保有している場合) 「土木一式」の工事のみ対象	(2)	(2)	
	酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績 「土木一式」の工事のみ対象	(1)		
⑩過去2年度における地域貢献活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒田市消防団協力事業所表示制度による協力事業所としての認定</li> <li>保護観察所に、更生保護の協力雇用主として登録</li> <li>建設産業担い手確保・育成企業(技術者・技能者確保のためのインターンシップ受入企業)</li> <li>本市 芸術、文化、スポーツ、福祉及び教育活動への継続的な支援</li> <li>酒田まつり、さかた夏の縁日まつりへの参加</li> <li>市が主催する各種産業振興展への出展</li> <li>酒田産木材の使用(入札参加資格が建築一式の場合のみ)</li> <li>酒田市緑化・美化ボランティア支援制度(美化サポーター制度)の活動実績</li> <li>酒田市清掃週間事業(町をきれいにする週間)の活動実績</li> <li>きれいな川で住みよいふるさと運動の活動実績</li> <li>光ヶ丘地区環境美化ボランティア活動の実績</li> <li>森林ボランティア育成事業(山をきれいにしてウォーキング、砂防林を育てよう等)の活動実績</li> <li>海岸等の美化活動(「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動)の実績</li> <li>酒田市やさしいまちづくり除雪援助事業高齢者・障がい者世帯の除雪ボランティアの活動実績</li> <li>山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の活動実績</li> <li>ふれあいの道路愛護事業の活動実績</li> <li>地域防犯活動(青色防犯パトロール)の実績</li> <li>上水道の管路維持関連業務の受託者と緊急漏水修繕対応の業務契約締結の実績を有している</li> <li>民間工事での溶融スラグ使用の実績(入札参加資格が舗装の場合のみ)</li> <li>その他、特に市長が認めるボランティア活動の実績</li> </ul>	8項目以上に該当あり	2	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒田まつり、さかた夏の縁日まつりへの参加</li> <li>市が主催する各種産業振興展への出展</li> <li>酒田産木材の使用(入札参加資格が建築一式の場合のみ)</li> <li>酒田市緑化・美化ボランティア支援制度(美化サポーター制度)の活動実績</li> <li>酒田市清掃週間事業(町をきれいにする週間)の活動実績</li> <li>きれいな川で住みよいふるさと運動の活動実績</li> <li>光ヶ丘地区環境美化ボランティア活動の実績</li> <li>森林ボランティア育成事業(山をきれいにしてウォーキング、砂防林を育てよう等)の活動実績</li> <li>海岸等の美化活動(「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動)の実績</li> <li>酒田市やさしいまちづくり除雪援助事業高齢者・障がい者世帯の除雪ボランティアの活動実績</li> <li>山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の活動実績</li> <li>ふれあいの道路愛護事業の活動実績</li> <li>地域防犯活動(青色防犯パトロール)の実績</li> <li>上水道の管路維持関連業務の受託者と緊急漏水修繕対応の業務契約締結の実績を有している</li> <li>民間工事での溶融スラグ使用の実績(入札参加資格が舗装の場合のみ)</li> <li>その他、特に市長が認めるボランティア活動の実績</li> </ul>	7項目に該当あり	1.5	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>きれいな川で住みよいふるさと運動の活動実績</li> <li>光ヶ丘地区環境美化ボランティア活動の実績</li> <li>森林ボランティア育成事業(山をきれいにしてウォーキング、砂防林を育てよう等)の活動実績</li> <li>海岸等の美化活動(「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動)の実績</li> <li>酒田市やさしいまちづくり除雪援助事業高齢者・障がい者世帯の除雪ボランティアの活動実績</li> <li>山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の活動実績</li> <li>ふれあいの道路愛護事業の活動実績</li> <li>地域防犯活動(青色防犯パトロール)の実績</li> <li>上水道の管路維持関連業務の受託者と緊急漏水修繕対応の業務契約締結の実績を有している</li> <li>民間工事での溶融スラグ使用の実績(入札参加資格が舗装の場合のみ)</li> <li>その他、特に市長が認めるボランティア活動の実績</li> </ul>	6項目に該当あり	1	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>酒田市やさしいまちづくり除雪援助事業高齢者・障がい者世帯の除雪ボランティアの活動実績</li> <li>山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の活動実績</li> <li>ふれあいの道路愛護事業の活動実績</li> <li>地域防犯活動(青色防犯パトロール)の実績</li> <li>上水道の管路維持関連業務の受託者と緊急漏水修繕対応の業務契約締結の実績を有している</li> <li>民間工事での溶融スラグ使用の実績(入札参加資格が舗装の場合のみ)</li> <li>その他、特に市長が認めるボランティア活動の実績</li> </ul>	4項目以上に該当あり	0.5	
⑪「働き方改革」に資する企業認定等の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進法<sup>(※1)</sup>に基づく「えるぼし」認定企業</li> <li>次世代法<sup>(※2)</sup>に基づく「くるみん」認定企業</li> <li>若者雇用促進法<sup>(※3)</sup>に基づく「ユースエール」認定企業のいずれかの認定あり</li> </ul>		2	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまがたスマイル企業認定のダイヤモンドスマイル企業の認定あり</li> </ul>		1.5	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまがたスマイル企業認定のゴールドスマイル企業</li> <li>日本健康会議による健康経営優良法人の認定</li> <li>のいずれかの認定あり</li> </ul>		1	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>やまがたスマイル企業認定のスマイル企業</li> <li>酒田市結婚サポートセンター協力企業登録</li> <li>酒田市の取組である「日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書」による宣言企業登録</li> <li>酒田市UIJターン人材バンク求人登録</li> <li>就職情報サイト登録</li> <li>のいずれかの認定又は登録あり</li> </ul>		0.5	

⑫雇用の有無	・過去2年間におけるUIJターン（酒田市民の場合に限る） ・障がい者（酒田市民の場合に限る） のいずれかの雇用あり	1	1
	過去2年間における ・新卒者（酒田市民の場合に限る）の雇用あり	0.5	

(※1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(※2) 次世代育成支援対策推進法

(※3) 青少年の雇用の促進等に関する法律

計19 (20) 点

## ○同種・類似工事の条件設定

同種・類似工事の条件設定例を次表に示す。設定にあたっては、分かり易い表現とする。

	同種工事	類似工事	備考
例1	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模程度）以上の工事	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模の1割程度）以上の工事	①
例2	〇〇工及び〇〇工（当該工事の主な工種）の両方を含む工事	〇〇工又は〇〇工（当該工事の主な工種）のいずれかを含む工事	②
例3	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模の7割程度）以上の工事	〇〇工（当該工事の主な工種）の施工実績が、〇〇単位（当該工事規模の5割程度）以上の工事	③

### 備 考

①：施工実績・経験の有無で評価することが適切で一般的な工事。ただし、技術力の程度は工事規模を指標とするもの。なお、入札参加資格として規模割合を設定している場合は、それと同種・類似工事の規模割合の整合がとれていること。

工種例) 切削オーバーレイなどの舗装補修工事など

②：施工実績・経験の有無で評価することが適切で一般的な工事。ただし、技術力の程度は工種数を指標とするもの。

工種例) 伸縮装置・橋面防水などの橋梁補修工事など

③：実績・経験工事の規模で評価することが適切で特殊な工事。特別な技術・ノウハウが必要な工事、発注件数が少ない工種の工事、規模が大きい工事、特殊な施工条件となる工事など。なお、入札参加資格として規模割合を設定している場合は、それと同種・類似工事の規模割合の整合がとれていること。

工種例) 大規模な橋梁工事、特殊な施工条件のさく井工事、大型遊具工事など

#### 4 評価内容の履行確保とペナルティ

##### ○主任（監理）技術者の変更に関する取扱い

契約締結後、やむを得ず主任（監理）技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の主任（監理）技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならない。

もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の配置技術者について「技術者の能力等」に関する評価点の再評価を行い、下表のとおり工事成績評価の減点を行うものとする。

工事成績評価の減点

$$\text{減点値} = 3 \times (\varepsilon - \theta) / \varepsilon$$

$\varepsilon$  : 当初の「技術者の能力等」に関する評価点（点）

$\theta$  : 変更後の「技術者の能力等」に関する再評価点（点）（ $\theta < \varepsilon$ ）

算出された点数については、小数第2位を四捨五入して小数第1位止めとする。

工事成績評価の減点値

当初の評価点： $\varepsilon$	変更後の再評価点： $\theta$	工事成績評価の減点
5点	4点	0.6点
	3点	1.2点
	2点	1.8点
	1点	2.4点
	0点	3.0点
4点	3点	0.8点
	2点	1.5点
	1点	2.3点
	0点	3.0点
3点	2点	1.0点
	1点	2.0点
	0点	3.0点
2点	1点	1.5点
	0点	3.0点
1点	0点	3.0点

※同等以上の場合は、工事成績の減点を行わない。

## 5 入札公告時に明示する事項

①	当該工事が総合評価落札方式による工事であること。	
②	総合評価落札方式を行う事由	
③	総合評価 の方法	評価項目
④		評価基準
⑤		評価値の算出方式
⑥	入札参加資格の欠格に関する事項	
⑦	落札者の決定方法	
⑧	技術資料を提出すること。	
⑨	総合評価に関する質問の受付及び回答に関すること。	
⑩	契約締結後、やむを得ず主任（監理）技術者を変更せざるを得ない場合は、原則として、変更前の主任（監理）技術者と同等以上の評価を有する技術者を配置しなければならないこと。もし、それが不可能な場合は、工事完了時の評価内容の履行確認において、変更後の主任（監理）技術者について「技術者の能力等」の再評価を行い、工事成績評定の減点を行うこと。	

## 6 技術資料提出に関する留意事項

### 6-1 技術資料の提出

入札公告等で示された様式を作成し、必要な証明資料を添付の上、技術資料として、入札書、積算内訳書と合わせて提出する。

なお、様式は、施工実績等の記載する事項が無い場合であっても、「該当無し」と記載し、全て提出する。

### 6-2 技術資料の評価

技術資料の評価は、入札参加者の申請内容により評価する申請主義を基本とし、申請内容を超える評価はしない。ただし、様式及び添付資料はあるが不鮮明で読み取れない場合や誤字脱字がある場合などには、申請された資料等の事実確認のため、発注者が入札参加者へ問い合わせることがあるが、申請内容を修正するものではない。

#### (1) 技術資料の提出が無い者の取扱い

技術資料を提出しない者又は指定された項目の記載をしない者は、当該入札の参加資格を失う。

#### (2) 実績等の評価に関する取扱い

- ①企業の能力の工事成績評定に関する評価において、照合する本市資料と相違がある場合は、本市資料の内容を再精査する。
- ②入札参加者が記載した自己評価点は、発注者が評価をする上で参考とするものであり、発注者は申請内容や添付資料で評価を行うため、自己評価点と異なる場合がある。

③故意に入札参加者が有する実績を超える内容や架空の内容で記載をする場合などの「虚偽」の申請をした者は、入札参加資格を失う。

④判断ミスや入力ミスで、入札公告で示された同種・類似工事等の条件と異なる内容で申請するなどの不作為による「錯誤」の記載の場合には、以下の表に示す判断基準で評価を行う。

表 1 錯誤の記載の評価判断基準（1）

評価項目		申請内容で評価	本市資料で評価 (修正評価)	最低点（0点）で評価
企業の能力・技術者の能力等	施工実績・施工経験等	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象とする期間外の施工実績の場合</li> <li>・評価対象とする発注機関以外の施工実績の場合</li> <li>・同種、類似工事の申請が要求条件と異なる場合</li> <li>・共同企業体で出資比率が条件に満たない場合</li> <li>・記載内容を証明する添付資料が無い場合</li> <li>・添付資料があっても記載内容を証明していない場合（ただし錯誤記載の場合を除く。）</li> </ul>
	工事成績評定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容は本市資料と相違があるが、実績の平均評定点と同点の場合</li> <li>・申請内容は本市資料と相違があり、実績より低い平均評定点となっている場合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容は本市資料と相違があり、実績より高い平均評定点となっている場合等</li> </ul>	
企業の能力	工事表彰歴	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象とする期間外の表彰歴の場合</li> <li>・共同企業体で出資比率が条件に満たない場合</li> </ul>
	継続教育（PD）	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象とする期間外の単位取得の場合</li> <li>・評価対象とする団体以外の単位取得の場合</li> <li>・記載内容を証明する添付資料が無い場合</li> <li>・添付資料があっても記載内容を証明していない場合（ただし錯誤記載の場合を除く。）</li> </ul>
技術者の能力等				

地域貢献度	災害協定・災害復旧工事・地域貢献活動・企業認定等・雇用	右欄以外の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象とする期間外の実績や認定等の場合</li> <li>・評価対象とする活動以外の実績の場合</li> <li>・対象外の認定制度の認定や登録の場合</li> <li>・記載内容を証明する添付資料が無い場合</li> <li>・添付資料があっても記載内容を証明していない場合（ただし錯誤記載の場合を除く。）</li> </ul>
	除雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容は本市資料と相違があるが、本市資料による評価結果と同じ場合</li> <li>・申請内容は本市資料と相違があり、本市資料による評価結果を下回っている場合等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請内容は本市資料と相違があり、本市資料による評価結果より高い評価となっている場合等</li> </ul>	

表2 錯誤の記載の評価判断基準（2）

同じ評価項目であるが、提出された資料ごとに記載されている自己評価点が異なる場合		
全項目共通	資料ごとに記載されている自己評価点の内、最も低い自己評価点で評価	記載内容を証明する添付資料から判断される発注者の評価点で評価
	各資料に記載されている自己評価点の中で最も低い自己評価点が、添付資料から判断される発注者の評価点よりも小さいとき（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）	各資料に記載されている自己評価点の中で最も低い自己評価点が、添付資料から判断される発注者の評価点よりも大きいとき（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）

表3 錯誤の記載の評価判断基準（3）

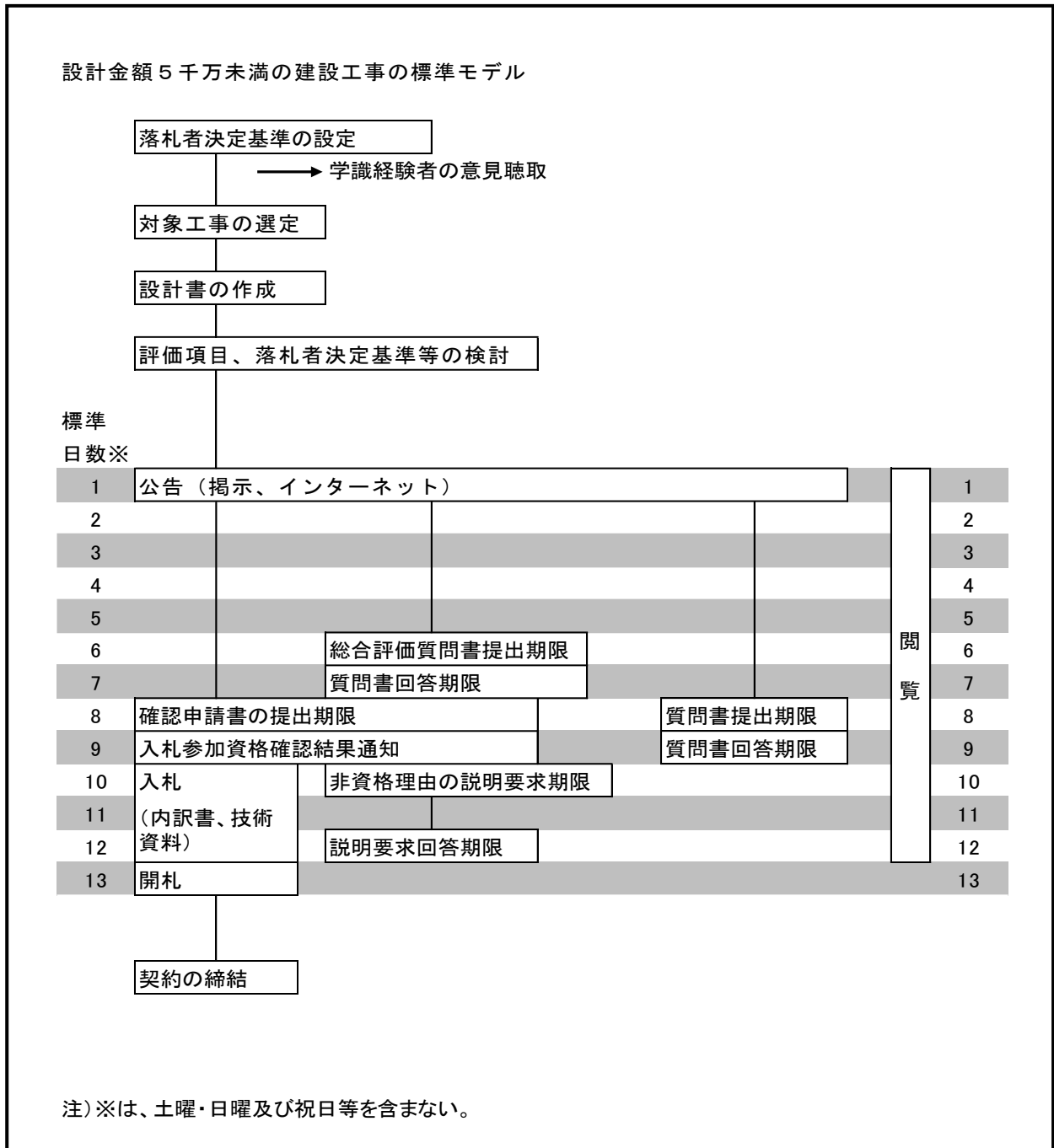
様式等の錯誤等による資料提出の場合		
全項目共通	技術資料及び添付資料により評価	最低点で評価(0点)
	様式に若干の違いはあるものの、必要事項が全て記載されており、かつ添付資料にも遺漏が無い場合（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）	様式に違いがあり、必要な事項を読み取ることができない場合（記載内容により入札参加資格を失う場合を除く。）

### 6-3 技術資料の審査

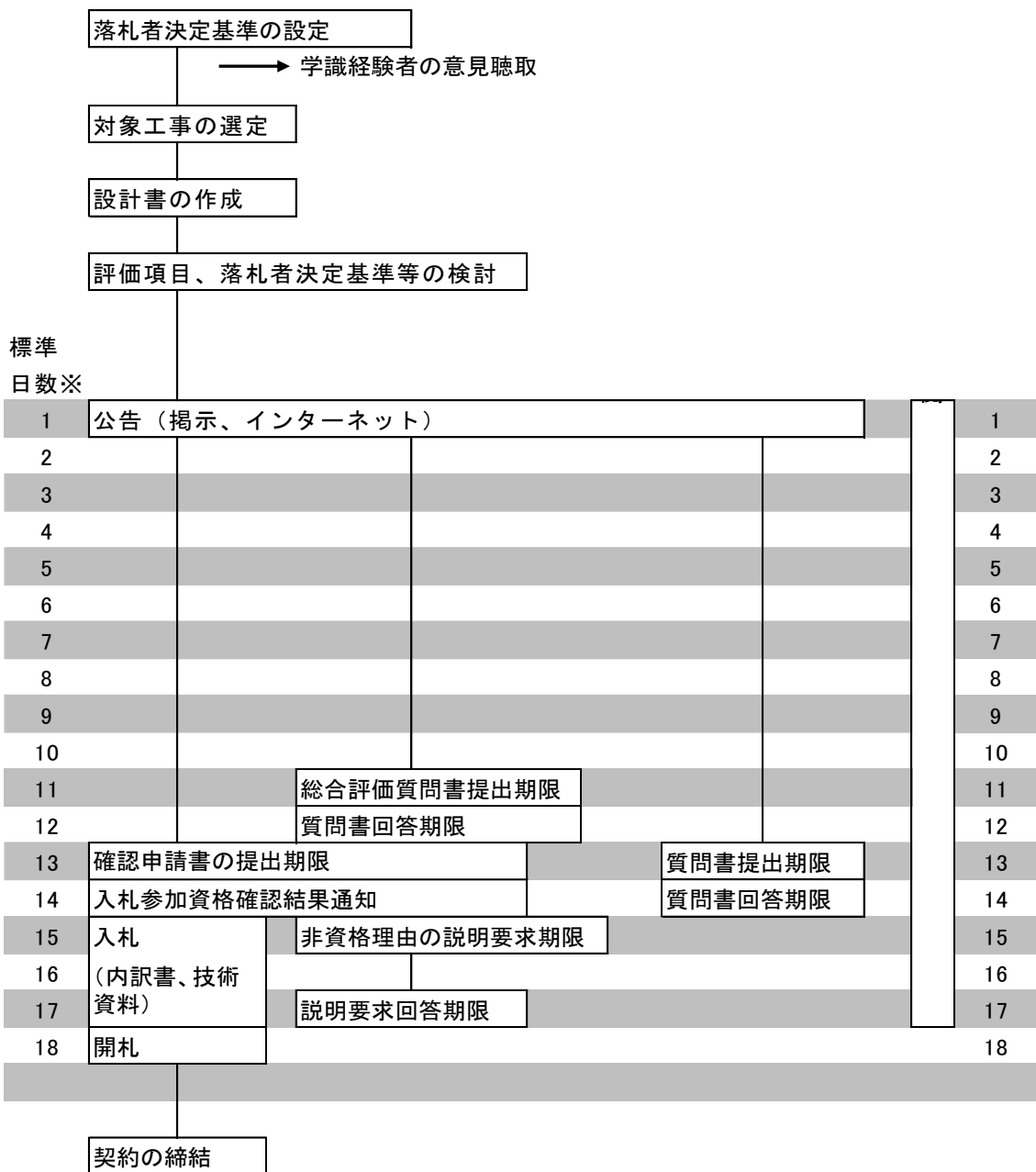
技術資料の審査は、開札後に予定価格の範囲内で入札した者のうち、入札価格と自己評価点により算定される評価値の最も高い者について行うものとする。

審査の結果、評価値の第1位の者に変動が生じた場合は、変動後の評価値の最も高い者について前項の評価を行い、評価値の第1位の者が決定するまで、前項の評価を順次繰り返すものとする。

## 7 総合評価落札方式の手続き



設計金額5千万以上の建設工事の標準モデル



注) ※は、土曜・日曜及び祝日等を含まない。

## 8 評価項目に関する運用及び留意事項

### 8-1 企業の能力

#### (1) 施工実績

評価項目	評価基準	評価点
過去 15 年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	2
	類似工事の実績あり	1

#### 評価の視点

企業が有する過去 15 年間に於ける同種・類似工事に関する元請として施工した実績を評価する。

#### 評価に関する運用事項

- ①「過去 15 年間」とは、直前 15 か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。
- ②国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。）、市町村（一部事務組合等、公営企業、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した工事を対象とする。
- ③「公益民間企業」とは、CORINS 登録の『大分類』で「公益民間企業等」に分類された機関のうち、『中分類』における電力事業者、ガス事業者、電気通信事業者、JR、鉄道事業者（JR 以外）・軌道経営者、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡）高速道路株式会社、法律により公共施設管理権限が与えられた株式会社、日本郵便株式会社、PFI 等事業者をいう。
- ④同種工事、類似工事については、入札公告で示された条件とする。
- ⑤共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- ⑥企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の施工実績についても評価対象とする。
- ⑦共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事表彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

#### <例> 3者JVの場合

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事表彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	1	2	0	3
A	2	0	0	2
B	0	0	1	1

評価点の合計が最も高い代表者が、この共同企業体の評価対象者となり、施工実績の評価点は「1点」となる。

### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合－２の「1 施工実績」に記載する。なお、施工実績が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②施工実績は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を1件記載すること。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項⑦の評価対象者について記載すること。
- ④評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

### 記載内容を証明する添付資料

- ①共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
- ②様式総合－２の「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、CORINS の写しを添付すること。ただし、CORINS の登録が無い場合又はCORINS の写しのみでは施工実績を確認できない場合は、以下の資料を組み合わせ添付すること。
  - ・ 工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
  - ・ 金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）
  - ・ その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

## (2) 工事成績評定

評価項目	評価基準	評価点
過去5年度における工事成績評定の平均点	78点以上	2
	75点以上、78点未満	1
	75点未満又は評定通知無し	0

### 評価の視点

企業が有する過去5年度の工事成績評定点を評価する。

### 評価に関する運用事項

- ①「過去5年度」とは、直前5か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡しが完了した、本市（旧上下水道部を含む。）から受注した工事の全ての工事成績評定点を評価対象とする。
- ②①に該当する工事成績評定点の平均点（小数点以下は切り捨て）を算定し評価する。  
なお、①に該当する工事成績評定通知の対象となる工事実績が全く無かった者の評価点は「0点」とする。
- ③共同企業体としての工事成績評定点は、出資比率20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- ④企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の工事成績評定についても評価対象とする。
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事表彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

### <例> 3者JVの場合

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事表彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	1	2	0	3
A	2	0	0	2
B	0	0	1	1

評価点の合計が最も高い代表者がこの共同企業体の評価対象者となり、工事成績評定の評価点は「2点」となる。

### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合-2の「2 工事成績評定」に記載する。なお、工事成績評定が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②過去5年度の全ての工事成績評定点を記載し、その平均点（小数点以下は切り捨て）を記載すること。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項⑤の評価対象者について記載すること。

- ④評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

**記載内容を証明する添付資料**

共同企業体としての工事成績評定の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

### (3) 工事表彰歴

評価項目	評価基準	評価点
過去2年度における本市優良企業表彰歴の有無	表彰歴あり	1
	表彰歴なし	0

#### 評価の視点

過去2年度の本市優良企業表彰歴の有無を評価する。

#### 評価に関する運用事項

- ①「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での元請としての本市（旧上下水道部を含む。）優良企業表彰歴の有無を評価対象とする。
- ②表彰回数は考慮しない。
- ③共同企業体としての表彰歴は、出資比率20%以上の構成員に限り評価対象とする。
- ④企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の表彰歴についても評価対象とする。
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で、施工実績、工事成績評定及び工事表彰歴に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

#### <例> 3者JVの場合

構成員	施工実績の評価点	工事成績評定の評価点	工事表彰歴の評価点	評価点の合計
代表者	1	2	0	3
A	2	0	0	2
B	0	0	1	1

評価点の合計が最も高い代表者がこの共同企業体の評価対象者となり、工事表彰歴の評価点は「0点」となる。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合-2の「3 工事表彰歴」に記載する。なお、表彰歴が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②過去2年度の表彰歴が複数ある場合でも、1件のみ記載すること。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項⑤の評価対象者について記載すること。
- ④評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

#### 記載内容を証明する添付資料

共同企業体としての表彰歴の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

## 8-2 技術者の能力等

### (1) 保有資格

評価項目	評価基準	評価点
主任（監理）技術者の保有する資格	建設業法第15条第2号イに該当する者	2
	建設業法第7条第2号ハに該当する者のうち上記以外の者	1

### 評価の視点

配置予定の主任（監理）技術者が、工事の種類に応じて保有する資格の有無を評価する。

### 評価に関する運用事項

①主要5業種の保有する資格の評価点は次表のとおり。（例示）

資格区分		建設業の種類				
		土木	建築	電気	管	舗装
合格後の実務経験						
建設業法 (技術検定)	1級建設機械施工技士	2				2
	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	1				1
	1級土木施工管理技士	2				2
	2級土木施工管理技士	種別：土木	1			1
	1級建築施工管理技士		2			
	2級建築施工管理技士	種別：建築	1			
	1級電気工事施工管理技士			2		
	2級電気工事施工管理技士			1		
	1級管工事施工管理技士				2	
	2級管工事施工管理技士				1	
建築士法 (建築士試験)	1級建築士		2			
	2級建築士		1			
	建築設備士	1年			1	1
技術士法 (技術士試験)	部門	「選択科目」				
	建設・総合技術監理(建設)		2	2		2
	農業「農業農村工学」・総合技術監理(農業「農業農村工学」)		2			
	電気電子・総合技術監理(電気電子)			2		
	機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」・総合技術監理(機械「熱・動力エネルギー機器」又は「流体機器」)					2
	上下水道・総合技術管理(上下水道)				2	
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		2			
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		2			
	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)				2	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士			1		
	第2種電気工事士	3年		1		

電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)	5年			1		
水道法 (給水装置工事主 任技術者試験)	給水装置工事主任技術者	1年				1	
職業能力開発促進 法 (技能検定) (注1)	(検定職種)						
	冷凍空気調和機器施工					1	
	配管(選択科目「建築配管作業」)					1	
その他	建築板金「ダクト板金作業」					1	
	1級計装士	1年			1	1	
	登録電気工事基幹技能者				1		
	登録配管基幹技能者					1	
	登録ダクト基幹技能者					1	
	登録冷凍空調基幹技能者					1	
	登録運動施設基幹技能者						1
	登録送電線工事基幹技能者				1		
	登録計装基幹技能者				1	1	

(注1)等級区分が2級のものは、合格後3年の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものは、実務経験1年以上。

- ②配置予定の主任(監理)技術者は、入札参加資格、仕様書、建設業法等の要件を満たす者とする。
- ③技術資料提出時に配置予定の主任(監理)技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

<例>配置予定の主任(監理)技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

候補者	保有資格 の評価点	施工経験等 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点の 合計
①	2	2	1	5
②	1	2	0.5	3.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、保有資格の評価点は「1点」となる。

- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の配置予定の主任(監理)技術者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。なお、1つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定の主任(監理)技術者とする。

＜例＞ 3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合

構成員	候補者	保有資格の 評価点	施工経験等 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点の 合計
代表者	①	0	2	1	3
A	②	2	2	1	5
	③	1	1	0	2
B	④	2	0	0	2

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、保有資格の評価点は「0点」となる。

⑤契約後に配置技術者を変更できるのは、病気、退職などやむを得ない事情に限られる。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合－3の「1 主任（監理）技術者の保有資格」に記載する。なお、保有資格が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②運用事項③により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合において、運用事項④前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項④「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- ④評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

#### 記載内容を証明する添付資料

様式総合－3の「法令による資格・免許」を証明する資料の写し

## (2) 施工経験等

評価項目	評価基準	評価点
過去 15 年間の同種・類似工事の施工経験等	同種工事の経験がある場合又は類似工事の経験がある若手若しくは女性技術者を配置する場合	2
	類似工事の経験がある場合又は類似工事の経験がないが若手若しくは女性技術者を配置する場合	1

### 評価の視点

配置予定の主任（監理）技術者が有する過去 15 年間における同種・類似工事に関する施工経験及び主任（監理）技術者への若手若しくは女性技術者の配置の有無を評価する。

### 評価に関する運用事項

- ①「過去 15 年間」とは、直前 15 か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に元請として工事完成後の引渡し完了した工事を評価対象とする。
- ②国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。）、市町村（一部事務組合等、公営企業、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した工事を対象とする。
- ③「公益民間企業」とは、CORINS 登録の『大分類』で「公益民間企業等」に分類された機関のうち、『中分類』における電力事業者、ガス事業者、電気通信事業者、J R、鉄道事業者（J R 以外）・軌道経営者、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡）高速道路株式会社、法律により公共施設管理権限が与えられた株式会社、日本郵便株式会社、P F I 等事業者をいう。
- ④配置予定の主任（監理）技術者は、入札参加資格、仕様書、建設業法等の要件を満たす者とする。
- ⑤施工経験は、該当工事の全体工期の 1 / 2 を超える期間、元請の「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したものに限る。ただし、工事中止期間は全体工期に含めないものとする。
- ⑥同種工事、類似工事については、入札公告で示された条件とする。
- ⑦若手技術者は、公告日において 40 歳以下（満年齢）の者を評価対象とする。
- ⑧技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育（CPD）に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

<例>配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

候補者	保有資格 の評価点	施工経験等 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点の 合計
①	2	2	1	5
②	2	1	0.5	3.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、施工経験等の評価点は「1点」となる。

⑨共同企業体としての施工経験等は、出資比率 20%以上の構成員に限り評価対象とする。

⑩共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の配置予定の主任（監理）技術者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。なお、1つの構成員が複数の候補者を申請した場合には、その候補者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定の主任（監理）技術者とする。

<例> 3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合

構成員	候補者	保有資格 の評価点	施工経験等 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点の 合計
代表者	①	0	2	1	3
A	②	2	2	1	5
	③	1	1	0	2
B	④	2	0	0	2

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、施工経験等の評価点は「2点」となる。

⑪契約後に配置技術者を変更できるのは、病気、退職などやむを得ない事情に限られる。

### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合－3の「2 施工経験等」に記載する。なお、施工経験が無い場合又は若手若しくは女性技術者を配置しない場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②施工経験は、同種又は類似工事に該当する代表的な工事を1件記載すること。なお、施工経験は現在の勤務先での経験に限定しない。
- ③運用事項⑧により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合において、運用事項⑩の前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項⑩の「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。

- ⑤評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

#### 記載内容を証明する添付資料

- ①共同企業体としての施工経験等の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
- ②様式総合－３の「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、CORINS の写しを添付すること。ただし、CORINS の登録が無い場合、又は CORINS の写しのみでは施工経験を確認できない場合は、以下の資料を組み合わせ添付すること。
- ・ 工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
  - ・ 金抜き設計書（最終のもの）、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し（同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可）
  - ・ 当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し
  - ・ その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料
- ③年齢、性別の分かる資料（免許証、パスポート等の生年月日や性別が記載された身分証明書、又は、生年月日が記載された監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証）の写し
- ④雇用関係の分かる次のいずれかの資料の写し
- ・ 監理技術者資格者証（所属建設業者名が記載されているもの）
  - ・ 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
  - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
  - ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
  - ・ 雇用証明書等（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）

(3) 継続教育(CPD)

評価項目	評価基準	評価点
過去2年度における継続教育(CPD)の単位取得状況	各団体が推奨する単位数に相当する数以上	1
	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1以上、当該相当する数未満	0.5

評価の視点

配置予定の主任(監理)技術者の過去2年度における継続教育(CPD)の取組を評価する。

評価に関する運用事項

- ①「過去2年度」とは、直前2か年度(当該工事の発注年度は含まない。)をいい、この期間内での継続教育(CPD)の単位取得状況を評価の対象とする。
- ②下表に示す団体が発行するCPD単位を評価対象とする。
- ③各団体が推奨する単位数に相当する数は下表のとおりとし、年度途中等に各団体が推奨する単位数が変更された場合でも、下表により評価するものとする。
- ④下表の団体のうち、いずれか1つの団体が発行する単位の取得を証明する資料(証明書等)により評価する。

	継続教育(CPD)団体名	推奨する単位数に相当する数(過去2年度の合計)	各団体が推奨する単位数に相当する数の2分の1(過去2年度の合計)
建設系CPD協議会	(公社)空気調和・衛生工学会	100ポイント/2年	50ポイント/2年
	(一財)建設業振興基金	24単位/2年	12単位/2年
	(一社)建設コンサルタンツ協会	100単位/2年	50単位/2年
	(一社)交通工学研究会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社)地盤工学会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	40CPD時間/2年	20CPD時間/2年
	(一社)全国測量設計業協会連合会	40ポイント/2年	20ポイント/2年
	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	40ユニット/2年	20ユニット/2年
	(一社)全日本建設技術協会	50単位/2年	25単位/2年
	土質・地質技術者生涯学習協議会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社)土木学会	100単位/2年	50単位/2年
	(一社)日本環境アセスメント協会	100単位/2年	50単位/2年
	(公社)日本技術士会	100CPD時間/2年	50CPD時間/2年
	(公社)日本建築士会連合会	24単位/2年	12単位/2年
	(公社)日本造園学会	100単位/2年	50単位/2年
(公社)日本都市計画学会	100単位/2年	50単位/2年	
(公社)農業農村工学会	100cpd/2年	50cpd/2年	

建築 CPD 運営会議	24 認定時間/2 年	12 認定時間/2 年
(公社)日本建築家協会	24 単位/2 年	12 単位/2 年
測量系 CPD 協議会	40 ポイント/2 年	20 ポイント/2 年
(一社)日本補償コンサルタント協会	60 ポイント/2 年	30 ポイント/2 年

- ⑤技術資料提出時に配置予定の主任（監理）技術者が特定できない場合は、複数の候補者を申請することができる。この場合、評価については、候補者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者を評価対象者とする。

<例>配置予定技術者として複数の候補者を申請し、いずれかの者とする場合

候補者	保有資格 の評価点	施工経験等 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点の 合計
①	2	2	1	5
②	2	1	0.5	3.5

評価点の合計が最も低い候補者②が評価対象者となり、継続教育(CPD)の評価点は「0.5点」となる。

- ⑥共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の配置予定の主任（監理）技術者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。なお、1つの構成員が複数の候補者を申請した場合については、その候補者の中で、保有資格、施工経験等及び継続教育(CPD)に関する評価点の合計が最も低い者をその構成員における評価対象の配置予定の主任（監理）技術者とする。

<例>3者JVで、構成員Aが複数の候補者を申請した場合

構成員	候補者	保有資格 の評価点	施工経験等 の評価点	継続教育(CPD) の評価点	評価点の 合計
代表者	①	0	2	1	3
A	②	2	2	1	5
	③	1	1	0	2
B	④	2	0	0	2

複数の候補者を申請した構成員Aの評価対象者は、評価点の合計が最も低い候補者③となり、共同企業体としての評価対象者としては、候補者①③④の中で評価点の合計が最も高い候補者①が評価対象者となって、継続教育(CPD)の評価点は「1点」となる。

- ⑦契約後に配置技術者を変更できるのは、病気、退職などやむを得ない事情に限られる。

### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合－3の「3 継続教育(CPD)」に記載する。なお、証明できる取得単位が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②評価対象となる証明書が複数ある場合は、その中から評価点が最も高い1件を記載すること。なお、継続教育(CPD)は現在の勤務先での取得に限定しない。
- ③運用事項⑤により複数の候補者を申請する場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合において、運用事項⑥前段の場合は、評価対象者のみについて記載すること。運用事項⑥「なお書き」以下の場合は、全ての候補者毎に作成すること。
- ⑤評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点(自己評価点)を記載すること。

### 記載内容を証明する添付資料

- ①評価対象となる各継続教育(CPD)団体が公式に発行する単位取得状況を証明する資料(証明書)の写し(Web画面を印刷したものは不可)
- ②推奨単位や必要単位について定めが無い団体が発行する単位取得状況を証明する資料(証明書)は無効とする。
- ③単位取得状況を証明する資料(証明書)において、「過去2年度」に取得した単位数(内訳)が判別できない資料は無効とする。

#### ◆証明資料の例(有効・無効の例)

<例1> 直前3か年度分の合計取得単位のみが記載された証明書

⇒ 直前2か年度分の内訳が判別できないため、無効

<例2> 直前3か年度分の所得単位の証明書であるが単位取得年月日が分かるもの

⇒ 直前2か年度分の単位を抜き出して判別することができるため、有効

<例3> 直前1か年度分の取得単位の証明書 ⇒ 有効

### 8-3 地域貢献度

#### (1) 災害協定等に基づく活動の実績

評価項目	評価基準	評価点
災害協定等に基づく活動の実績	過去2年度における 災害協定等に基づく酒田市内での活動の実績あり	1.5
	・本市との災害協定若しくは酒田市内における県等との災害協定の締結をしている。 ・本市と一般社団法人山形県建築士会酒田支部との災害協定に基づく担当判定士を雇用している。 のいずれかの場合あり	1

#### 評価の視点

過去2年度における災害協定等に基づく活動の有無を評価する。

技術資料提出時点における災害協定の締結又は担当判定士の雇用の有無を評価する。

#### 評価に関する運用事項

- ①「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に完了した災害協定等に基づく、本市又は県と直接契約を締結した者による活動を評価対象とする。
- ②「災害協定等」とは、⑤、⑥に示すもののほか、災害時に本市から応急対策の活動要請を受けたものをいう。
- ③「活動の実績」とは、災害協定等に基づき新たに契約したもの（巡視及び訓練は含まない。）の実績をいい、発注する工事と同一の業種（例：土木一式工事）によるものを評価対象とする。この場合において、土木工事（作業）は、全て「土木一式工事」として見なすものとする。
- ④「本市との災害協定」とは、本市（旧上下水道部を含む。）と建設会社又は建設会社が構成する団体とが締結している災害協定のうち、公園、水道、下水道、道路、河川、砂防、地すべり・急傾斜地崩壊・雪崩防止施設、市営住宅を含む協定をいう。
- ⑤「酒田市内における県等との災害協定」とは、本市の行政区域内で活動を行う、山形県又は庄内広域水道企業団と、建設会社又は建設会社が構成する団体とが締結している災害協定や覚書のことをいう。
- ⑥担当判定士については、企業の代表者が担当判定士の場合についても評価対象とする。
- ⑦技術資料提出時点において締結されている災害協定又は担当判定士の雇用が継続されているものを評価対象とする。
- ⑧災害協定を団体が締結している場合、技術資料提出時点において入札参加者が当該団体の構成員となっているものを評価対象とする。
- ⑨企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の災害協定等に基づく活動についても評

価対象とする。

- ⑩共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。
- ⑪その他社会資本（電気、ガス、通信等を含む）に係る本市又は山形県との災害協定等で、特に市長が認めるものについては評価の対象とする。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合－４の「１ 災害協定等に基づく活動」に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項⑩の評価対象者について記載すること。
- ③評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

#### 記載内容を証明する添付資料

- ①災害協定書や覚書等の写し（災害協定の締結者が団体の場合、入札参加者が**技術資料提出日の属する年度**に当該団体の構成員であることの証明が判断できる資料又は構成員であることを証明する資料の添付）
- ②活動実績がある場合は、契約書の写し及び次のいずれかの資料の写し
  - （本市との協定による活動）
    - ・「災害応急復旧工事等の協議書・承諾書」
  - （県等との協定による活動）
    - ・「災害等緊急時における出動要請書」
    - ・災害協定に基づく点検報告書等（関係機関の担当者等から証明を受けたもの）
  - （本市の要請による活動）
    - ・要請された活動内容がわかる資料（仕様書等）
- ③担当判定士の場合は、担当判定士の決定通知書又は担当判定士証の写し、及び雇用関係の分かる資料の写し（８－２（２）記載内容を証明する添付資料④参照）

## (2) 災害復旧工事の受注の実績

評価項目	評価基準	評価点
過去2年度における災害復旧工事の受注の実績	災害復旧工事の受注実績が2件以上あり、又は最終請負代金額1億5千万円以上の災害復旧工事の受注実績あり	1.5
	災害復旧工事の受注実績あり	0.5

### 評価の視点

過去2年度における災害復旧工事の受注の実績を評価する。

### 評価に関する運用事項

- ①「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内に元請として完成後の引渡しが完了した、本市（旧上下水道部を含む。）から受注した工事を評価対象とする。
- ②「災害復旧工事の受注実績」とは、発注する工事と同一の業種（例：土木一式工事）による災害復旧工事として、競争入札により受注した実績をいう。
- ③評価対象とする工事は、工事名に「災害復旧」「災害対応」の名称が含まれるもの、又は工事の内容が災害復旧に関するものであること。
- ④企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の災害復旧工事の受注の実績についても評価対象とする。
- ⑤共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合－4の「2 災害復旧工事の受注の実績」に記載する。なお、該当する実績が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項⑤の評価対象者について記載すること。
- ③評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

### 記載内容を証明する添付資料

- ①災害復旧に関する工事であることを確認できる資料（工事名称から確認できない場合）
- ②共同企業体としての受注実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

### (3) 除雪委託事業者の実績

評価項目	評価基準	評価点
過去2年度における除雪委託事業者の実績	酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績 (自社で除雪機械を保有している場合)	1
	酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績	0.5
	酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績 (自社で除雪機械を保有している場合) 「土木一式」の工事のみ対象	2
	酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績 「土木一式」の工事のみ対象	1

#### 評価の視点

過去2年度における酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績を評価する。

#### 評価に関する運用事項

- ①「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績を評価の対象とする。
- ②「自社で除雪機械を保有」とは、自社でリース等により借受け、除雪に対応している場合も含む。
- ③企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の酒田市道路除雪計画に基づく除雪委託事業者の実績についても評価対象とする。
- ④共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。
- ⑤「土木一式」の工事のみ対象とは、入札公告の「2. 入札参加者の資格」の要件が「土木一式」の工事とする。

#### 技術資料作成時の留意事項

- ①様式総合－4の「3－1」又は「3－2」の除雪委託事業者のどちらか一方に記載する。  
なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項④の評価対象者について記載すること。
- ③評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

#### 記載内容を証明する添付資料

なし

(4) 地域貢献活動

評価項目	評価基準	評価点	
⑨ 過去2年度における地域貢献活動の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒田市消防団協力事業所表示制度による協力事業所としての認定</li> <li>・保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録</li> <li>・建設産業担い手確保・育成企業（技術者・技能者確保のためのインターンシップ受入企業）</li> <li>・本市 芸術、文化、スポーツ、福祉及び教育活動への継続的な支援</li> </ul>	8項目以上該当あり	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒田まつり、さかた夏の縁日まつりへの参加</li> <li>・市が主催する各種産業振興展への出展</li> <li>・酒田産木材の使用（入札参加資格が建築一式の場合のみ）</li> <li>・酒田市緑化・美化ボランティア支援制度（美化サポーター制度）の活動実績</li> <li>・酒田市清掃週間事業（町をきれいにする週間）の活動実績</li> </ul>	7項目以上該当あり	1.5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・きれいな川で住みよいふるさと運動の活動実績</li> <li>・光ヶ丘地区環境美化ボランティア活動の実績</li> <li>・森林ボランティア育成事業（山をきれいにしてウォーキング、砂防林を育てよう等）の活動実績</li> <li>・海岸等の美化活動（「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動）の実績</li> </ul>	6項目以上該当あり	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒田市やさしいまちづくり除雪援助事業 高齢者・障がい者世帯の除雪ボランティアの活動実績</li> <li>・山形県ふるさとの川愛護活動支援事業の活動実績</li> <li>・ふれあいの道路愛護事業の活動実績</li> <li>・地域防犯活動（青色防犯パトロール）の実績</li> <li>・上水道の管路維持関連業務の受託者と緊急漏水修繕対応の業務契約締結の実績を有している</li> <li>・民間工事での溶融スラグ使用の実績（入札参加資格が舗装の場合のみ）</li> <li>・その他、特に市長が認めるボランティア活動の実績</li> </ul>	4項目以上該当あり	0.5

評価の視点

過去2年度における地域貢献活動の有無を評価する。

評価に関する運用事項

- ① 「過去2年度」とは、直前2か年度（当該工事の発注年度は含まない。）をいい、この期間内での本市における地域貢献活動を評価対象とする。
- ② 「酒田市消防団協力事業所表示制度による協力事業所としての認定」及び「保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録」については、技術資料提出時点において有効であるものを評価対象とする。
- ③ 「建設産業担い手確保・育成企業（技術者・技能者確保のためのインターンシップ受入企業）」とは、中学生以上の学校行事等で行われる、実習型の就業体験、又は工事現場の見学を含む職場体験を実施することとし、複数企業や業界団体等で受入を実施している場合は、

受入に協力した企業のみ評価の対象とする。

- ④「芸術、文化、スポーツ、福祉及び教育活動への継続的な支援」とは、自ら主体的、継続的に行っている各団体等への支援をいう。寄附金への参加等は含まない。
- ⑤「酒田まつり、さかた夏の縁日まつりへの参加」とは、酒田まつり、さかた夏の縁日まつりいずれかのまつりのパレード等に参加することをいう。また、複数企業や業界団体等（商工会議所、青年会議所等）で参加団体を構成している場合は、まつりのパレード等（事前準備を含む。）に参加した企業のみ評価の対象とする。
- ⑥「酒田産木材の使用（入札参加資格が建築一式の場合のみ）」とは、入札参加資格の格付で建築一式の工事の場合は次のいずれかに該当する工事を適法に施工したものとする。
- (1) 次のいずれかの補助金等の交付を受けたもの。
- (ア) 酒田市新築住宅総合支援補助金交付要綱第5条第1項第1号から第3号までに規定する補助金
- (イ) 酒田市住宅リフォーム総合支援補助金交付要綱第6条第2項に規定する補助金
- (2) 次のいずれかの工事（8-1(1)施工実績 評価に関する運用事項②に該当する団体が発注した工事を除く。）。
- (ア) 木造建築物の新築、改築において、酒田市新築住宅総合支援補助金交付要綱第2条第1項第6号に規定する酒田産木材を延べ床面積1平方メートルにつき0.1立法メートルを乗じて算定した数量以上使用したもの。
- (イ) 増築、修繕（模様替）において、酒田市住宅リフォーム総合支援補助金交付要綱第2条第1項第5号に規定する酒田産木材を3立方メートル以上使用したもの。
- ⑦ボランティア活動については、総合評価本来の目的である品質確保や円滑な工事实施に結びつくような、本市の自然的・社会的条件の熟知に繋がる活動として、企業の社会性等を向上させる様々な取組みの中で、「社会資本の維持管理」等に関連する企業としての活動をいう。ただし、複数企業や業界団体等で参加団体を構成している場合に、当該団体に所属する入札参加企業以外が活動していた場合は評価対象としない。なお、評価対象活動及び担当課等は次表のとおり。

	評価対象活動	担当課等
1	酒田市緑化・美化ボランティア支援制度 (美化サポーター制度)	共生社会課、整備課
2	酒田市清掃週間事業（町をきれいにする週間）	環境衛生課、土木課
3	きれいな川で住みよいふるさと運動	環境衛生課
4	光ヶ丘地区環境美化ボランティア活動	整備課
5	森林ボランティア育成事業 (山をきれいにしてウォーキング、砂防林を育てよう等)	農林水産課
6	海岸等の美化活動（「美しいやまがたの海」クリーンアップ運動）	山形県
7	酒田市やさしいまちづくり除雪援助事業 高齢者・障がい者世帯の除雪ボランティア	地域福祉課
8	山形県ふるさとの川愛護活動支援事業	山形県

9	ふれあいの道路愛護事業	山形県
10	地域防犯活動（青色防犯パトロール）	酒田警察署

※ 上記評価対象活動項目のうち、同一の活動で2項目以上に重複して該当するものについては、1項目分の活動として取り扱うものとする。

- ⑧「上水道の管路維持関連業務の受託者と緊急漏水修繕対応の業務契約締結」とは、酒田市旧上下水道部と包括的民間委託契約を結んでいる酒田アクアパートナー株式会社（関連する企業体を含む）と、当番制による年間を通した待機対応を含んだ管路維持関連の緊急対応業務契約を締結しているものをいう。
- ⑨「民間工事での溶融スラグの使用（入札参加資格が舗装の場合のみ）」とは、入札参加資格の要件が舗装の工事の場合に適用するものとする。
- ⑩「民間工事」とは、国（独立行政法人、国立大学法人、事業団を含む。）、都道府県（企業局、公社を含む。）、市町村（一部事務組合等、公営企業、公社を含む。）、公立大学法人、学校法人、土地区画整理組合及び土地改良区並びに公益民間企業の発注した工事以外のものをいう。
- ⑪「公益民間企業」とは、CORINS 登録の『大分類』で「公益民間企業等」に分類された機関のうち、『中分類』における電力事業者、ガス事業者、電気通信事業者、J R、鉄道事業者（J R以外）・軌道経営者、（東、中、西）日本高速道路株式会社、旧日本道路公団、（首都、阪神、本州四国連絡）高速道路株式会社、法律により公共施設管理権限が与えられた株式会社、日本郵便株式会社、P F I 等事業者をいう。
- ⑫「その他、特に市長が認めるボランティア活動」とは、本市や山形県が実施する地域貢献活動に該当するボランティア活動、複数企業や業界団体等が自ら企画し、実施している公共施設の維持管理に寄与するボランティア活動、及び社会福祉協議会等のボランティアに応募して、又はこれらから紹介等を受けて実施した除雪弱者宅等の除排雪ボランティアの活動等が該当するものとする。
- ⑬企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の地域貢献活動についても評価対象とする。
- ⑭共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

#### 技術資料作成時の留意事項：

- ①様式総合－４の「４ 地域貢献活動」に記載する。なお、該当する活動等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項⑭の評価対象者について記載すること。
- ③評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

## 記載内容を証明する添付資料

- ①消防団協力事業所については、消防団協力事業所表示証の写し及び有効期限が分かる通知等の写し  
なお、通知等の写しのみで交付する企業名、交付年月日及び有効期間が確認できる場合は、表示証の写しを省略することができる。
- ②更生保護協力雇用主登録については、協力雇用主登録を証明できる書類の写し及び登録年月日が分かる書類の写し
- ③建設産業担い手育成企業については、学校からの依頼文書等、証明書（様式は任意とするが、受入企業名、受入期間、受入人数等を記載したもので、学校担当者等から証明を受けたもの）の写し及び状況写真等
- ④本市芸術、文化、スポーツ、福祉及び教育活動への継続的な支援については、団体名、支援内容、支援年月日、証明書（領収書、納品書）等の書類の写し
- ⑤酒田まつり、さかた夏の縁日まつりへの参加については、団体名、企業名、まつり名、参加年月日、参加者等の書類及び状況写真、企業での参加を証明できる書類（商工会議所、青年会議所等団体の会費の領収書等）
- ⑥産業振興展への出展団体名、産業振興展名、出展年月日、参加者等の書類及び状況写真
- ⑦入札参加資格が建築一式工事の場合で酒田産木材の使用に該当する場合は、次のいずれかの資料を提出すること。
  - ・補助金等の交付書類の写し
  - ・工事の概要、工事の図面、酒田産木材の証明・使用数量を証する書類
- ⑧ボランティア活動  
活動証明書（様式は任意とするが、活動企業名、活動場所＜活動路線等＞、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、各公共機関の担当者等から証明を受けたもの）の写し
- ⑨山形県ふるさとの川愛護活動支援事業  
実績報告書（同事業様式 21 又は様式 22、活動状況写真は添付不要）の写し
- ⑩ふれあいの道路愛護事業  
活動報告書（同事業様式 4-2、活動状況写真は添付不要）の写し
- ⑪緊急漏水修繕対応の業務契約  
注文請書（酒田市上下水道お客さまセンター包括的民間委託管路維持関連 緊急対応業務）の写し

(注) 複数企業で活動団体を構成している場合には、活動証明書、実績報告書、活動報告書（以下、活動証明書等という。）に必ず企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。ただし、すでに提出済の活動証明書等に企業名の記載が無い場合には、当該企業が活動したことを客観的に証明できる資料を併せて添付すること。

## (5) 企業認定等

評価項目	評価基準	評価点
「働き方改革」に資する企業認定等の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法<sup>(※1)</sup>に基づく「えるぼし」認定企業</li> <li>・次世代法<sup>(※2)</sup>に基づく「くるみん」認定企業</li> <li>・若者雇用促進法<sup>(※3)</sup>に基づく「ユースエール」認定企業</li> </ul> のいずれかの認定あり	2
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまがたスマイル企業認定のダイヤモンドスマイル企業の認定あり</li> </ul>	1.5
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまがたスマイル企業認定のゴールドスマイル企業</li> <li>・日本健康会議による健康経営優良法人の認定</li> </ul> のいずれかの認定あり	1
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やまがたスマイル企業認定のスマイル企業</li> <li>・酒田市結婚サポートセンター協力企業登録</li> <li>・酒田市の取組である「日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書」による宣言企業登録</li> <li>・酒田市UIJターン人材バンク求人登録</li> <li>・就職情報サイト登録</li> </ul> のいずれかの認定又は登録あり	0.5

(※1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(※2) 次世代育成支援対策推進法

(※3) 青少年の雇用の促進等に関する法律

### 評価の視点

技術資料提出時点における企業認定又は企業登録の有無を評価する。

### 評価に関する運用事項

- ① 技術資料提出時点において認定又は登録されているものを評価対象とする。
- ② 企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の認定等についても評価対象とする。
- ③ 共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

### 技術資料作成時の留意事項

- ① 様式総合－4の「5 企業認定等」に記載する。なお、企業認定等が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ② 共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項③の評価対象者について記載すること。
- ③ 評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

### 記載内容を証明する添付資料

- ① 認定企業については、認定通知書、認定証等の写し
- ② 「日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書」で宣言企業登録を行った者については、宣言

賛同書の写し

- ③就職情報サイトの登録実績については、実績を証明できる書類（契約書の写し等）
- ④酒田市結婚サポートセンター協力企業登録、酒田市U I J ターン人材バンク求人登録については、必要なし。

## (6) 雇用

評価項目	評価基準	評価点
雇用の有無	・ 過去2年間におけるU I Jターン（酒田市民の場合に限る） ・ 障がい者（酒田市民の場合に限る） のいずれかの雇用あり	1
	過去2年間における ・ 新卒者（酒田市民の場合に限る）の雇用あり	0.5

### 評価の視点：

技術資料提出時点における雇用の有無を評価する。

### 評価に関する運用事項：

- ①「過去2年間」とは、直前2か年度及び当該年度の技術資料提出時点までをいい、この期間内に雇用し、技術資料提出時点において雇用されている実績を評価対象とする。
- ②企業が合併した場合は、合併前のそれぞれの企業の雇用に関する協力についても評価対象とする。
- ③共同企業体の結成を要件とする場合は、構成員の中で当該項目の評価点が最も高い者をその共同企業体の評価対象者とする。

### 技術資料作成時の留意事項：

- ①様式総合－4の「6 雇用」に記載する。なお、該当する雇用が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載すること。
- ②共同企業体の結成を要件とする場合は、運用事項③の評価対象者について記載すること。
- ③評価上の参考とするため、記載した内容に対して自ら算定する評価点（自己評価点）を記載すること。

### 記載内容を証明する添付資料

雇用関係の分かる資料の写し（8－2（2）記載内容を証明する添付資料④参照）、及び以下の資料の写しを添付すること。

- ①U I Jターンの雇用については、U I Jターンを証明する書類（旧住所、現住所を示す書類、住民票、卒業証明書等）、履歴書等
- ②障がい者の雇用については、障がい者であることを証明する書類（障がい者手帳等）
- ③新卒者の雇用については、新卒者であることを証明する書類（卒業証書、卒業証明書等）

## 9 様式

### 9-1 提出様式

総合評価落札方式の分類ごとの提出様式は、以下のとおりとする。

なお、指定された様式を提出しない者又は指定された項目の記載をしない者は、当該入札の参加資格を失う。

	様式名	摘 要
技術資料に係る 自己評価申請書	様式-1	必須、入札時提出
総合評価落札方式に 関する質問書	様式-2	必要に応じ、質問書提出期限までに提出
技術資料	総合-1	必須、入札時提出
企業の能力	総合-2	必須、入札時提出
技術者の能力等	総合-3	必須、入札時提出
地域貢献度	総合-4	必須、入札時提出

9-2 様式集

様式-1 (1)

年 月 日

酒田市長 宛

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

連絡者  
氏名  
電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

工 事 名

評価項目	最大評価点	自己評価点	対応様式	発注者記入欄
企業の能力	—	—	総合・2	—
同種・類似工事の施工実績 (過去15年間)	2			
工事成績評定点の平均点 (過去5年度)	2			
本市優良企業表彰歴の有無 (過去2年度)	1			
技術者の能力等	—	—	総合・3	—
主任(監理)技術者の保有する資格	2			
同種・類似工事の施工経験等 (過去15年間)	2			
継続教育(CPD)の単位取得状況 (過去2年度)	1			
地域貢献度	—	—	総合・4	—
災害協定等に基づく活動の実績	1.5			
災害復旧工事の受注の実績 (過去2年度)	1.5			
除雪委託事業者の実績 (過去2年度)	1			
地域貢献活動の実績 (過去2年度)	2			
「働き方改革」に資する企業認定等の有無	2			
雇用の有無	1			
合 計	19			

(備考)

- 自己評価点は、当該点と入札価格により算定される評価式による評価値により、落札候補者決定の基礎となる順位付けが行われることに留意し、記載すること。
- 自己評価点は、発注者が落札者を決定するにあたって、提出された技術資料を基に審査する際の各評価項目毎の評価点の上限値となるので、入札公告及び「酒田市総合評価落札方式運用ガイドライン」等により評価項目並びに評価基準を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。

【 「土木一式」の工事のみ 】

様式－ 1 （ 2 ）

年 月 日

酒田市長 宛

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

連絡者  
氏名  
電話番号

技術資料に係る自己評価申請書

工 事 名

評価項目	最大 評価点	自己 評価点	対応 様式	発注者 記入欄
企業の能力	—	—	総合 ・ 2	—
同種・類似工事の施工実績 (過去 15 年間)	2			
工事成績評定点の平均点 (過去 5 年度)	2			
本市優良企業表彰歴の有無 (過去 2 年度)	1			
技術者の能力等	—	—	総合 ・ 3	—
主任 (監理) 技術者の保有する資格	2			
同種・類似工事の施工経験等 (過去 15 年間)	2			
継続教育 (CPD) の単位取得状況 (過去 2 年度)	1			
地域貢献度	—	—	総合 ・ 4	—
災害協定等に基づく活動の実績	1.5			
災害復旧工事の受注の実績 (過去 2 年度)	1.5			
除雪委託事業者の実績 (過去 2 年度)	2			
地域貢献活動の実績 (過去 2 年度)	2			
「働き方改革」に資する企業認定等の有無	2			
雇用の有無	1			
合 計	20			

(備考)

- 自己評価点は、当該点と入札価格により算定される評価式による評価値により、落札候補者決定の基礎となる順位付けが行われることに留意し、記載すること。
- 自己評価点は、発注者が落札者を決定するにあたって、提出された技術資料を基に審査する際の各評価項目毎の評価点の上限値となるので、入札公告及び「酒田市総合評価落札方式運用ガイドライン」等により評価項目並びに評価基準を十分確認の上、遺漏のないよう留意し記載すること。

様式－ 2

年 月 日

酒田市長 宛

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

連絡者  
氏名  
電話番号

## 総合評価落札方式に関する質問書

工 事 名 \_\_\_\_\_

質問事項

# 技 術 資 料

年 月 日

酒田市長 宛

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

( 担当者  
氏 名  
電話番号 )

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下のとおり提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出資料（別添）

	様 式	記載内容を証明する 添付資料
企業の能力（総合－2）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
技術者の能力等（総合－3）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
地域貢献度（総合－4）	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

※様式及び添付資料の有無を確認し、該当するボックスにチェックを入れること。

企 業 の 能 力

1 施工実績

		申請者名	
同種・類似工事の条件		(入札公告に示された条件を記載すること。)	
工事名称等	工事名称	工事 (CORINS 登録番号 )	
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期		
	受注形態		
工事概要	(同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。)		
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)			
(参考) 自己評価点                      点 (配点 2点)			

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
- 2 「同種・類似工事の条件」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m<sup>2</sup>以上、類似工事：路面切削工 A=○○○m<sup>2</sup>以上)
- 3 「工事名称」欄は、工事名及び ( ) 内には CORINS 登録番号を記載すること。
- 4 「受注形態」欄は、「単体」もしくは「○○JV (出資比率○○%)」を記載すること。
- 5 「工事概要」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m<sup>2</sup>、オーバーレイ工 A=○○○m<sup>2</sup>、区画線工 L=○,○○○m)
- 6 (参考) には、施工実績の自己評価点を記載すること。
- 7 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。
- (1) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し
- (2) 「工事名称等」や「工事概要」を証明するため、CORINS の写しを添付すること。ただし、CORINS の登録が無い場合又は CORINS の写しのみでは施工実績を確認できない場合は、以下の資料を組み合わせ添付すること。
- ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し
  - ・金抜き設計書 (最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し (同種・類似工事条件との合致の確認が可能)

な部分のみで可)。

・その他、「工事名称等」や「工事概要」が具体的に確認できる資料

## 2 工事成績評定

工 事 件 名	工 期	評 定 点	備 考 (共同企業体名・合併 前の企業名)
工 事 件 数	件	評 定 点 合 計	点
平均点 (評定点合計 / 工事件数)			点 小数点以下は切り捨て
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)			
(参考) 自己評価点 点 (配点 2点)			

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
2 共同企業体としての工事成績評定である場合は、共同企業体名を備考欄に記載すること。  
3 企業合併前の工事成績評定の場合は、合併前のそれぞれの企業名を備考欄に記載すること。  
4 (参考)には、工事成績評定の自己評価点を記載すること。  
5 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。  
(1) 共同企業体としての工事成績評定の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

## 3 工事表彰歴

工 事 件 名	表 彰 年 月 日
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)	
(参考) 自己評価点 点 (配点 1点)	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
2 (参考)には、工事表彰歴の自己評価点を記載すること。  
3 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。  
(1) 共同企業体としての表彰歴の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

技術者の能力等

1 主任（監理）技術者の保有資格

		申請者名		
配置予定技術者の従事役職・氏名	従事役職		氏名	
配置予定技術者の法令による資格・免許				
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)				
(参考) 自己評価点                      点    (配点 2点)				

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
 2 「配置予定技術者の従事役職・氏名」欄は、「主任技術者」又は「監理技術者」及び氏名を記載すること。  
 3 (参考)には、主任（監理）技術者の保有資格の自己評価点を記載すること。  
 4 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。  
 (1)「法令による資格・免許」を証明する資料の写し

2 施工経験等

施工経験の条件		(入札公告に示された条件を記載すること。)
施工経験の概要	工事名称	工事 (CORINS 登録番号 )
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	所属会社名	
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態	
	従事役職	
工事概要	(同種・類似工事の条件に合致する工事種別・工法・施工数量等を記載すること。)	
女性若手又は技術者	(該当する項目のボックスにチェックを入れること。)	
	<input type="checkbox"/> 若手技術者を配置 (生年月日 年 月 日 満 歳) <input type="checkbox"/> 女性技術者の配置	

(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)

(参考) 自己評価点 点 (配点 2点)

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
 2 「施工経験の条件」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m<sup>2</sup>以上、類似工事：路面切削工 A=○○○m<sup>2</sup>以上)  
 3 「工事名称」欄は、工事名及び( )内にはCORINS登録番号を記載すること。  
 4 「受注形態」欄は、「単体」又は「○○JV (出資比率○○%)」を記載すること。  
 5 「従事役職」欄は、「主任技術者」、「監理技術者」又は「現場代理人」を記載すること。  
 6 「工事概要」欄の記載例 (同種工事：路面切削工 A=○○○m<sup>2</sup>、オーバーレイ工 A=○○○m<sup>2</sup>、区画線工 L=○,○○○m)  
 7 (参考)には施工経験等の自己評価点を記載すること。  
 8 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。  
 (1) 共同企業体としての施工経験等の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し  
 (2) 「施工経験の概要」や「工事概要」を証明するため、CORINSの写しを添付すること。ただし、CORINSの登録が無い場合又はCORINSの写しのみでは施工経験を確認できない場合は、以下の資料を組み合わせ添付すること。  
 ・工事請負契約書や工事目的物引渡書等の契約実績が確認できる資料の写し  
 ・金抜き設計書 (最終のもの)、特記仕様書、工事図面、承諾書、工事中写真等の同種・類似工事の条件に合致しているかを確認できる資料の写し (同種・類似工事条件との合致の確認が可能な部分のみで可)  
 ・当該工事に「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として従事したことを証明する資料の写し  
 ・その他、「施工経験の概要」や「工事概要」が具体的に確認できる資料  
 (3) 年齢、性別の分かる資料 (免許証、パスポート等の生年月日や性別が記載された身分証明書、又は生年月日が記載された監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証)の写し  
 (4) 雇用関係の分かる次のいずれかの資料の写し  
 ・監理技術者資格者証 (所属建設業者名が記載されているもの)  
 ・住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書  
 ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書  
 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書  
 ・雇用証明書等 (氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの)

### 3 継続教育 (CPD)

継続教育 (CPD) 団体名	取得年度	取得単位数
	年度	
	年度	
過去2年度の合計		

(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)

(参考) 自己評価点 点 (配点 1点)

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。
- 2 (参考) には継続教育 (CPD) の自己評価点を記載すること。
- 3 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。
- (1) 評価対象となる各継続教育 (CPD) 団体における単位取得状況を証明する資料 (証明書等) の写し

地 域 貢 献 度

1 災害協定等に基づく活動の実績

申請者名	
評 価 対 象	<input type="checkbox"/> 災害協定等に基づく酒田市内での活動の実績あり
	<input type="checkbox"/> 災害協定の締結あり <input type="checkbox"/> 担当判定士の雇用あり
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。) (参考) 自己評価点                      点    (配点 1.5 点)	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
 2 (参考)には、災害協定等に基づく活動の実績の自己評価点を記載すること。  
 3 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。
- (1) 災害協定書や覚書等の写し (災害協定の締結者が団体の場合、入札参加者が技術資料提出日の属する年度に当該団体の構成員であることの証明が判断できる資料又は構成員であることを証明する資料の添付)
- (2) 活動実績がある場合は、契約書の写し及び次のいずれかの資料の写し
- ① 本市との協定による活動
    - ・「災害応急復旧工事等の協議書・承諾書」
  - ② 県等との協定による活動
    - ・「災害等緊急時における出動要請書」
    - ・災害協定に基づく点検報告書等 (関係機関の担当者等から証明を受けたもの)
  - ③ 本市の要請による活動
    - ・要請された活動内容がわかる資料 (仕様書等)
- (3) 担当判定士の場合は、担当判定士の決定通知書又は担当判定士証の写し、及び雇用関係の分かる資料の写し (【総合－3】2 施工経験等 注記参照)

2 災害復旧工事の受注の実績

工 事 件 名	完成引渡し年月日	最終請負代金額
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。) (参考) 自己評価点                      点    (配点 1.5 点)		

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
 2 (参考)には、災害復旧工事の受注の実績の自己評価点を記載すること。  
 3 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。  
 (1) 災害復旧に関する工事であることを確認できる資料(工事名称から確認できない場合)  
 (2) 共同企業体としての施工実績の場合、構成員や出資比率が分かる協定書等の写し

### 3-1 除雪委託事業者の実績

評価対象	<input type="checkbox"/> 除雪委託事業者であり、自社で除雪機械を保有している <input type="checkbox"/> 除雪委託事業者である(自社で除雪機械を保有していない場合)
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。) (参考) 自己評価点                      点 (配点 1点)	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
 2 (参考)には除雪委託事業者の実績の自己評価点を記載すること。

### 3-2 除雪委託事業者の実績 ※「土木一式」の工事のみ

評価対象	<input type="checkbox"/> 除雪委託事業者であり、自社で除雪機械を保有している <input type="checkbox"/> 除雪委託事業者である(自社で除雪機械を保有していない場合)
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。) (参考) 自己評価点                      点 (配点 2点)	

- (注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。  
 2 (参考)には除雪委託事業者の実績の自己評価点を記載すること。



活動等	活動実績等の有無	添付資料
①消防団協力事業所	認定有り	消防団協力事業所表示証の写し及び有効期限が分かる通知等の写し ※通知等の写しのみで交付する企業名、交付年月日及び有効期間が確認できる場合は、表示証の写しを省略することができる。
②更生保護協力雇用主登録	登録有り	協力雇用主登録を証明できる書類の写し及び登録年月日が分かる書類の写し
③建設産業担い手育成企業	インターン受入有り	学校からの依頼文書等、証明書（様式は任意とするが、受入企業名、受入期間、受入人数等を記載したもので、学校担当者等から証明を受けたもの）の写し及び状況写真等
④本市芸術、文化、スポーツ、福祉及び教育活動への継続的な支援	継続的支援有り	団体名、支援内容、支援年月日、証明書（領収書、納品書）等の書類の写し
⑤酒田まつり、さかた夏の縁日まつりへの参加	参加有り	団体名、企業名、まつり名、参加年月日、参加者等の書類及び状況写真、企業での参加を証明できる書類（商工会議所、青年会議所等団体の会費の領収書等）
⑥産業振興展への出展	出展有り	団体名、産業振興展名、出展年月日、参加者等の書類及び状況写真
⑦酒田産木材の使用	使用実績有り	次のいずれかの資料。ただし、提出書類は写しとし、添付書類は不要とする。 ① 酒田市新築住宅総合支援補助金の交付を受けた場合は、 「新築住宅総合支援補助金（新築住宅）交付決定通知書」 「新築住宅総合支援補助金（新築住宅工事）実績報告書」 ② 酒田市住宅リフォーム総合支援補助金の交付を受けた場合は、 「住宅リフォーム総合支援補助金交付決定通知書」 「住宅リフォーム総合支援補助金実績報告書」 ③ ①又は②の補助等の交付を証明するもの（本市が発行したものに限る。） ④ 工事の概要書（工事名、場所、期間、規模（面積等）、構造、階数、工事種別、施主名、設計者等）、工事図面（工事の内容がわかる図面（案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、床面積求積図等）、酒田産木材の使用場所と数量がわかる図面）、酒田産木材使用報告書（参考様式）、酒田産木材納品証明書（参考様式）、納品証明内訳書（参考様式）、納品証明明細書（参考様式）、「やまがたの木」販売管理票、建築基準法第7条第5項の規定による検査済証（該当する場合）、工事写真
⑧ボランティア活動	活動実績有り	活動証明書（様式は任意とするが、活動企業名、活動場所＜活動路線等＞、活動年月日、活動内容、参加者等を記載したもので、各公共機関の担当者等から証明を受けたもの）の写し ※複数企業で活動団体を構成している場合には、活動証明書に必ず企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。
⑨山形県ふるさとの川愛護活動支援事業	活動実績有り	実績報告書（同事業様式21又は様式22、活動状況写真は添付不要）の写し ※複数企業で活動団体を構成している場合には、実績報告書に必ず企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。 ※提出済の実績証明書に企業名の記載が無い場合には、当該企業が活動したことを客観的に証明できる資料を併せて添付すること。

⑩ふれあいの道路愛護事業	活動実績 有り	活動報告書（同事業様式 4-2、活動状況写真は添付不要）の写し ※複数企業で活動団体を構成している場合には、活動報告書に必ず 企業名と企業ごとの参加人数を記載すること。
⑪緊急漏水修繕 対応業務	業務契約締 結の実績	注文請書（酒田市上下水道お客さまセンター包括的民間委託管路維 持関連 緊急対応業務）の写し
⑫民間工事での 溶融スラグの 使用	使用の実績	溶融スラグ使用報告書（参考様式）、計量伝票の写し

## 5 企業認定等

企 業 認 定	(該当する項目のボックスにチェックを入れること。複数可)
	<input type="checkbox"/> えるぼし認定企業 <input type="checkbox"/> くるみん認定企業 <input type="checkbox"/> ユースエール認定企業
	<input type="checkbox"/> ダイヤモンドスマイル企業 <input type="checkbox"/> ゴールドスマイル企業 <input type="checkbox"/> スマイル企業
	<input type="checkbox"/> 日本健康会議による健康経営優良法人認定企業
企 業 登 録	<input type="checkbox"/> 酒田市結婚サポートセンター協力企業登録 <input type="checkbox"/> 「日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書」宣言企業登録 <input type="checkbox"/> 酒田市U I J ターン人材バンク求人登録 <input type="checkbox"/> 就職情報サイト求人登録
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)	
(参考) 自己評価点                      点      (配点 2点)	

(注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

2 (参考) には、企業認定等の自己評価点を記載すること。

3 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。

(1) 認定企業については、認定通知書、認定証等の写し

(2) 日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書」で宣言企業登録を行った者については、宣言賛同書の写し

(3) 就職情報サイトの登録実績については、実績を証明できる書類（契約書の写し等）

(4) 酒田市結婚サポートセンター協力企業登録、酒田市U I J ターン人材バンク求人登録については、必要なし。

## 6 雇用

評価対象	(該当する項目のボックスにチェックを入れること。複数可)
	<input type="checkbox"/> U I J ターンの雇用あり (酒田市民の場合に限る) <input type="checkbox"/> 障がい者の雇用あり (酒田市民の場合に限る)
	<input type="checkbox"/> 新卒者の雇用あり (酒田市民の場合に限る)
(上記の記載内容に関して、入札公告、運用ガイドラインに示された基準に基づき適正に記載すること。)	
(参考) 自己評価点                      点    (配点 1 点)	

(注) 1 該当が無い場合は、様式中に「該当無し」と記載し、提出すること。

2 (参考) には、雇用の自己評価点を記載すること。

3 記載内容を証明する以下に該当する資料を添付すること。

(1) 雇用関係の分かる資料の写し (【総合-3】2 施工経験等 注記参照)

(2) U I J ターンの雇用については、U I J ターンを証明する書類 (旧住所、現住所を示す書類、住民票の写し、卒業証明書の写し等)、履歴書等の写し

(3) 障がい者の雇用については、障がい者であることを証明する書類 (障がい者手帳の写し等)

(4) 新卒者の雇用については、新卒者であることを証明する書類 (卒業証書、卒業証明書等の写し)

## 酒田産木材使用報告書

年 月 日

酒田市長 宛

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

下記の木造建築物は、酒田産木材を使用して新築・改築・増築・修繕（模様替え）した適法な工事であることを、酒田産木材納入者と共に関係資料を添えて報告します。

### 木材納入者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

### 工事の概要

- |         |                   |                                      |
|---------|-------------------|--------------------------------------|
| ① 工事の種別 | 新築・改築・増築・修繕（模様替え） | （いずれかに○）                             |
| ② 工 事 名 |                   |                                      |
| ③ 工事の場所 | 酒田市               |                                      |
| ④ 施工規模  | 延べ面積（施工面積）        | m <sup>2</sup> （A）                   |
| ⑤ 木材使用量 | 酒田産木材使用量          | m <sup>3</sup> （B）                   |
|         | 酒田産木材使用割合         | m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> （B/A） |
| ⑥ 工 期   | 年 月 日～            | 年 月 日まで                              |

参考様式

年 月 日

〇〇〇〇〇〇 殿

(株) 〇〇〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

## 酒 田 産 木 材 納 品 証 明 書

下記のとおり、木材を納入したことを証明します。

記

① 工 事 名

② 工事の場所 酒田市

③ 木材使用量 酒田産木材使用量 m<sup>3</sup>

以上

## 納品証明内訳書

工事名

用途		総使用量		内、酒田産木材使用量	
		材積 (m <sup>3</sup> )		樹種	材積 (m <sup>3</sup> )
軸組	通し柱				
	管柱				
	間柱				
	胴差・桁・梁				
	筋かい・貫				
	その他 (新築・改築を除く)				
小計					
小屋組	母屋・棟木・小屋束				
	垂木				
	その他 (新築・改築を除く)				
小計					
床組 (新築・改築を除く)	土台				
	床束				
	大引き・根太				
	その他				
小計					
下地材 (新築・改築を除く)	天井下地				
	壁下地				
	床下地				
小計					
造作材 (新築・改築を除く)					
小計					
内装材 (新築・改築を除く)					
小計					
合板類 その他 (新築・改築を除く)					
小計					
合計		(A)			(B)

※ 入力欄が不足する場合は、適宜欄を増やして使用すること。

参考様式

## 納品証明明細書

工事名

No.	材種	用途	幅 (mm)	厚さ (mm)	長さ (mm)	数量	材積 (m <sup>3</sup> )	酒田産木材 (m <sup>3</sup> )	やまがたの木 管理番号
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									
36									
37									
38									
39									
40									
41									
42									
43									
44									
45									
46									
47									
48									
49									
50									
合計									

※ 酒田産木材の欄には、酒田産木材である場合にその材積を記入すること。  
 ※ 入力欄が不足する場合は、適宜欄を増やして使用すること。

「ボランティア活動証明書」の参考様式は以下のとおりとする。

## ボランティア活動証明書

活 動 企 業 名 \_\_\_\_\_  
活動場所<活動路線等> \_\_\_\_\_  
活 動 年 月 日 \_\_\_\_\_  
活 動 内 容 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

参加者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(事業名等) \_\_\_\_\_に基づくボランティア活動を実施したことを証明する。

酒田市 ◇◇課    △△ △△ 印

※証明書は各機関の担当者からの認印を押印すること。

## 溶融スラグ使用報告書

年 月 日

酒田市長 宛

申請者 住所  
名称及び代表者名  
電話番号

### 工事の概要

- |   |           |      |                |   |
|---|-----------|------|----------------|---|
| ① | 発注者名      |      |                |   |
| ② | 工事の場所     | 酒田市  |                |   |
| ③ | 施工規模      | 施工面積 | m <sup>2</sup> |   |
| ④ | アスファルト混合物 | 使用量  | t              |   |
| ⑤ | 完成年月日     | 年    | 月              | 日 |

上記の舗装工事（民間）で、下記のとおり溶融スラグを使用したことを報告します。

### 納品証明書

下記のとおり、納入したことを証明します。

- |   |              |   |   |   |                |
|---|--------------|---|---|---|----------------|
| ① | 納入年月日        | 年 | 月 | 日 |                |
| ② | アスファルト混合物納入量 | t |   |   | (内、溶融スラグ使用量 t) |

#### アスファルト混合物納入者

住所  
名称及び代表者名

電話番号

印

※ 添付書類：計量伝票（写し） → 酒田地区広域行政組合発行